

政治資金監査報告書

令和 7 年 3 月 2 4 日

れいわ新選組衆議院沖縄県第 4 区総支部

代表 山川 仁殿

登録政治資金監査人

平良 卓也

登録番号 第 5 9 2 6 号

研修修了年月日 令和 5 年 3 月 3 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 1 9 条の 1 3 第 1 項の規定に基づき、れいわ新選組衆議院沖縄県第 4 区総支部の令和 6 年に係る法第 1 2 条第 1 項に規定する収支報告書の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 1 9 条の 1 3 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、れいわ新選組衆議院沖縄県第 4 区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 1 9 条の 1 3 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

れいわ新選組衆議院沖縄県第4区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上